

フランスの個人情報保護制度

—2018年改正法を中心として

村 上 裕 章

I はじめに

本稿は、フランスにおける個人情報保護制度の特色を明らかにするため、現行制度の概略を検討するものである。

周知のとおり、EU域内においては、「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関する、及び、そのデータの自由な移転に関する、並びに、指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則（EU）2016/679」¹⁾（以下「一般データ保護規則」または「規則」という）によって、個人情報保護制度が統一されるに至っている。しかし、①規則が適用されない領域が残っていること、②規則は多くの点をEU加盟国の定めに委ねていること、③規則の内容を明らかにするためには具体的な適用を考慮する必要があることなどから、加盟国の法制度を研究する意義が失われているとはいえないであろう。

本稿ではフランスの現行法を検討の対象とするが、これまでの沿革、憲法上の基本理念、ドイツ法や日本法との関係についても、あわせて視野に入れ

1) 文献は多数に上るが、包括的で詳細な紹介として、宮下紘『EU一般データ保護規則』（勁草書房、2018年）、石井夏生利『EUデータ保護法』（勁草書房、2020年）を挙げておく。本稿の訳文は、基本的に、個人情報保護委員会のウェブサイトに掲載された試訳による。
<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>（最終確認2023年10月1日）。

たい。他方で、フランス法についても、規則が適用される領域に対象を限定する。また、憲法上の議論や個別条文の詳細、運用の実態などには立ち入ることができない。

以下では、沿革 (II)、基本理念 (III)、適用範囲 (IV)、個人データの取扱い (V)、データ主体の権利 (VI)、監督制度 (VII)、罰則 (VIII) を順次検討する。

II 沿革

フランスの個人情報保護制度は 1978 年に創設され、2004 年と 2018 年に大きな改正が行われている。

1 1978 年法

個人情報を保護するためにフランスで初めて制定されたのは、「情報処理、ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日法律第 78-17 号」²⁾ (以下「1978 年法」という) である。

同法は、行政機関が保有していたファイルを統合し、全国民を網羅するデータベースを作成しようとしたことが問題となった、いわゆる SAFARI (行政カード・個人リスト自動検索システム) 事件をきっかけとして制定された³⁾。

2) 文献として、多賀谷一照「フランスのプライバシー保護立法と運用の実態」ジュリスト 742 号 (1981 年) 248 頁、同「フランス (特集・プライバシー保護法の比較法的研究)」比較法研究 43 号 (1981 年) 49 頁、同「フランスにおける「情報処理と自由全国委員会」の最近の動向」ジュリスト 760 号 (1982 年) 34 頁、同「フランス (特集・情報公開と個人情報保護)」比較法研究 48 号 (1986 年) 53 頁、同「フランスにおけるプライバシー保護法制」情報公開・個人情報保護 (ジュリスト増刊、1994 年) 293 頁、総務庁行政管理局行政情報システム参事官室監修『世界の個人情報保護法——データ・プライバシー保護をめぐる諸外国の動向』(ぎょうせい、1989 年) 145 頁以下、江藤英樹「フランスの個人情報保護法とプライバシーの保護」明治大学大学院法学研究論集 6 号 (1997 年) 71 頁、皆川治廣『プライバシー権の保護と限界論——フランス法研究——』(北樹出版、2000 年) 73 頁以下、大石泰彦「フランス——個人情報保護制度の制定・内容・運用」法律時報 72 巻 10 号 (2000 年) 32 頁などがある。

同法は、第1章「原則及び定義」、第2章「情報処理と自由全国委員会」、第3章「自動取扱実施の事前手続」、第4章「記名情報の収集、記録及び保存」、第5章「アクセス権の行使」、第6章「罰則」、第7章「雑則」からなり、全文48条である。

主な特色として、①公的部門と私的部門のいずれにも適用されるが、後者の規制の方が緩やかだったこと、②事前手続（許可・届出制度）を中心としていたこと、③独立の監督機関として「情報処理と自由全国委員会」（Commission nationale de l'informatique et des libertés、以下「CNIL」という）を設置したことなどを挙げることができる。

2 2004年改正

1978年法は、「個人データの取扱いに係る自然人の保護に関する、並びに、情報処理、ファイル及び自由に関する1978年1月6日法律第78-17号を改正する、2004年8月6日法律第2004-801号」⁴⁾（以下「2004年法」という）

-
- 3) 多賀谷・前掲注2)「フランスのプライバシー保護立法と運用の実態」248頁以下など参照。
- 4) 文献として、柴崎暁「情報処理技術、情報ファイルおよび諸自由に関する1978年1月6日の法律78-17号(1)～(3・完)」クレジット研究27号(2002年)194頁、29号(2003年)111頁、32号(2004年)247頁、市川直子「フランスにおける個人データ保護法制」城西大学経済経営紀要23巻(2005年)37頁、清田雄治「フランスにおける個人情報保護法制の現況——2004年フランス新個人情報保護法の成立と憲法院判決——」愛知教育大学社会科学論集42=43号(2005年)277頁、同「フランスにおける個人情報保護法制と第三者機関——CNILによる治安・警察ファイルに対する統制——」立命館法学300=301号(2006年)839頁、同「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」政策科学13巻3号(2006年)29頁、同「フランスにおける「独立行政機関(Ies autorités administratives indépendantes)」の憲法上の位置——CNILの法的性格論への覚書」立命館法学321=322号(2008年)115頁、同「フランスのテロ対策法における監視ビデオシステムと個人情報保護」森英樹編『現代憲法における安全——比較憲法学的研究をふまえて』(日本評論社、2009年)387頁、同「フランスにおける監視ビデオ(カメラ)システムと個人情報保護(1)——公権力による監視ビデオシステムの法的枠組の研究——」立命館法学333=334号(2011年)2046頁、井上禎男「フランスにおける個人情報保護第三者機関の機能と運用——2004年改正1978年個人情報保護法とCNILの実務」名古屋市立大学人間文化研究5号(2006年)155頁、諸外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会「報告書(平成20(2008)年3月)」84頁以下(下井康史執筆)、佐藤結美「個人情報の刑罰的保護の可能性と限界について(3)」

によって大きく改正された。

この改正は、EU の「個人データ処理に係る個人の保護及び当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会及び理事会の指令 95/46/EC」⁵⁾ (以下「1995 年指令」という) の制定を受けて行われた。「指令」は立法上の指針を定め、加盟国による具体化を求める法形式である (欧州連合運営条約 288 条 3 項)。

2004 年法は、第 1 章「原則及び定義」、第 2 章「個人データ取扱いの適法要件」、第 3 章「情報処理と自由全国委員会」、第 4 章「取扱実施の事前手続」、第 5 章「取扱責任者に課せられる義務及び本人の権利」、第 6 章「取扱実施の統制」、第 7 章「情報処理と自由全国委員会による制裁」、第 8 章「罰則」、第 9 章「健康の領域における研究目的による個人データの取扱い」、第 10 章「治療及び予防の実施または活動の評価または分析のための健康に係る個人データの取扱い」、第 11 章「報道及び文学芸術表現のための個人データの取扱い」、第 12 章「欧州共同体に属さない国への個人データの移転」、第 13 章「雑則」からなり、全文 72 条である。

大きな改正点として、①公的部門と私的部門の規律を相対化したこと、② CNIL に調査・制裁権限を付与したこと、③ EU 加盟国以外の国 (以下「第三国」という) への個人データの移転に関する規定を設けたことなどを挙げることができる。

3 2018 年改正

2004 年法については、「デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日法律第 2016-1321 号」⁶⁾ (以下「2016 年法」という) などによる改正があったが、

北大法学論集 66 巻 1 号 (2015 年) 188 頁、C. M. D. Lebreton 「フランスにおける個人情報保護制度の変遷」法政大学大学院紀要 79 号 (2017 年) 179 頁などがある。

5) 文献は多数に上るが、堀部政男「欧州連合 (EU) 個人情報保護指令の経緯」新聞研究 578 号 (1999 年) 17 頁に本文の、藤原静雄「EU 個人情報保護指令前文」自治研究 76 巻 11 号 (2000 年) 138 頁に前文の、それぞれ日本語訳がある。

6) 文献として、曾我部真裕「フランスの「デジタル共和国法」について」法律時報 91 巻 6 号 (2019 年) 71 頁、村上裕章「デジタル共和国法——デジタル共和国のための 2016 年 10 月 7 日法律第 2016-321 号」日仏法学 30 号 (2019 年) 127 頁などがある。

2018年、「個人データの保護に関する2018年6月20日法律第2018-493号」⁷⁾（以下「2018年法」または「法」という）によって、再度大きく改正された。

この改正は、一般データ保護規則及び「刑事犯罪の予防、捜査、摘発もしくは訴追または刑罰の執行を目的とする所管機関による個人データの取扱いに関する自然人の保護並びに当該データの自由な移動に関する、また理事会枠組み決定2008/977/JHAを廃止する、2016年4月27日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/680」⁸⁾（以下「刑事司法指令」という）の制定に伴うものである。

「指令」と異なり、「規則」は加盟国に直接適用される法形式であるが（欧州連合運営条約288条2項）、一般データ保護規則は多くの点で加盟国の立法裁量を認めている⁹⁾。また、刑事司法指令については、これを国内法化する必要がある。さらに、EU法が適用されない分野（国家の安全及び国防）があり、この分野についても個人情報保護のための規制を行う必要がある。

そこで、2018年法は、全体に共通する規定を定める第1編、一般データ保護規則が適用される分野について定める第2編、刑事司法指令が適用される分野について定める第3編、国家の安全及び国防について定める第4編、海外領土について定める第5編から構成されており、全文128条である（詳しい構成は本稿末尾の別紙参照）。

大きな改正点として、①一般データ保護規則の直接適用が前提となっていること、②事前手続の大半を廃止したこと、③自主規制の制度を拡充したこ

7) 文献として、曾我部真裕「フランスの個人情報保護法制」比較法研究81号(2019年)190頁、同・前掲注6)、村上・前掲注6)、C. M. D. Lebreton「潜在的多数被害者の観点から見たフランスの個人情報保護制度」法学志林120巻4号(2023年)81頁などがある。2018年法は数次にわたって改正されているが(特に2018年12月12日のオールドナンス第2018-1125号)、本稿では2023年10月1日時点の条文による。

8) 文献として、星周一郎「GDPRと刑事司法指令・PNR指令の相関——データの越境移転の規律を中心に」ジュリスト1521号(2018年)20頁、石井・前掲注1)301頁以下、横田明美「EU刑事司法指令のドイツにおける国内法化と十分性認定——監督機関に着目して——」情報法制研究9号(2021年)92頁などがある。

9) V. G. Desgens-Pasanau, *La protection des données personnelles*, 5e éd., LexisNexis, 2022, p. 12 et s.

と、④ CNIL の権限を大きく強化したことなどを挙げるができる。

III 基本理念

1 2018 年法の規定

法 1 条 1 項は、「情報処理は個々の市民に仕えるものでなければならない。その発展は国際協力の枠組みの中で行われなければならない。情報処理は、人のアイデンティティ、人権、私生活 (la vie privée)、個人的及び公的自由を侵害してはならない」と定める。この規定は、1978 年法 1 条以来、全く変わっていない。

法 1 条 2 項は、「自らに関する個人データについてなされる利用について決定し、コントロールする人の権利、及び、これらのデータを取り扱う者に課せられる義務は、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU) 2016/679、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2016/680、並びに本法の枠内で行使される」と定める。この規定は、後述するように、2016 年法によって新設され、2018 年法によって修正されている。

2 憲法上の権利としての「私生活の尊重を求める権利」

フランスでは、1970 年の改正により、「私生活の尊重を求める権利 (droit au respect de la vie privée)」が民法典 9 条に規定された¹⁰⁾。1978 年法においても、上記のように、「私生活」を侵害してはならない旨が明記されている。もっとも、この権利の憲法上の位置づけは明確でなかった。

憲法院は、1995 年の監視ビデオ判決¹¹⁾において、「私生活の尊重を求める

10) 文献として、大石泰彦『フランスのマスメディア法』(現代人文社、1999 年)201 頁以下、北村一郎「私生活の尊重を求める権利——フランスにおける《人の法=権利》の復権」同編『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998 年)215 頁、皆川・前掲注 2) 29 頁以下、佐藤雄一郎「フランス憲法における私生活尊重権について」東北法学 24 号 (2004 年) 61 頁以下、上井長久「フランス法における私生活の保護について」明治大学社会科学研究所紀要 44 巻 1 号 (2005 年) 171 頁などがある。

11) Décision n° 94-352 DC du 18 janvier 1995, Loi d'orientation et de programmation relative à

権利」が、「個人的自由 (liberté individuelle)」の1つとして、憲法による保障を受けることを認めた。

「個人的自由」について、憲法院は、1977年の自動車検問判決¹²⁾において、「共和国の諸法律によって保障され、また、1958年憲法前文により確認された1946年憲法前文で宣言された、基本的諸原理の1つである」と認めていた。もっとも、同判決は、1958年憲法66条2項¹³⁾に基づき、個人的自由の守護者は司法機関であるとも判示していた。1978年法は、CNILの行った処分について行政裁判所の管轄を前提としていたことから、同法の違憲論も有力に主張されていた¹⁴⁾。

憲法院はその後、1999年の包括疾病保障創設に関する法律判決¹⁵⁾及びPaCS(連帯民事契約)法判決¹⁶⁾において、「私生活の尊重を求める権利」を、人権宣言2条¹⁷⁾に基づくものとして位置づけたことから、上記の問題

la sécurité, Rec. p. 170. 文献として、フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』(信山社、2002年)93頁(江藤英樹)、佐藤・前掲注10)84頁以下、清田・前掲注4)「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」32頁以下などがある。

- 12) Décision n° 76-75 DC du 12 janvier 1977, Loi autorisant la visite des véhicules en vue de la recherche et de la prévention des infractions pénales, Rec. p. 33. 文献として、野村敬三「フランス(判決紹介)」比較法研究41号(1979年)205頁以下、同「自動車検問に関するフランス憲法評議院判決」今村成和教授退官記念『公法と経済法の諸問題(上)』(有斐閣、1981年)97頁、和田英夫=坂本茂樹「フランス憲法院の最近の判決について——車両検問違憲判決を中心に」法律論叢52巻1号(1979年)1頁、北村・前掲注10)237頁以下、佐藤・前掲注10)81頁以下、フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例II』(信山社、2013年)158頁(高作正博)などがある。
- 13) 「司法機関は、個人的自由の守護者 (gardienne) であり、法律が定める要件に従って、この原則の尊重を保障する」(初宿正典=辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第5版〕』(三省堂、2020年)237頁による)。
- 14) 清田・前掲注4)「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」36頁以下参照。
- 15) Décision n° 99-416 DC du 23 juillet 1999, Loi portant création d'une couverture maladie universelle, Rec. p. 100. 文献として、佐藤・前掲注10)85頁以下、清田・前掲注4)「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」35頁などがある。
- 16) Décision n° 99-419 DC du 9 novembre 1999, Loi relative au pacte civil de solidarité, Rec. p. 116. 文献として、フランス憲法判例研究会編・前掲注11)98頁(齊藤笑美子)、佐藤・前掲注10)86頁、清田・前掲注4)「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」35頁以下などがある。
- 17) 「あらゆる政治的結合の目的は、人の、時効によって消滅することのない自然的な諸権利の保全にある。これらの諸権利とは、自由、所有、安全および王政への抵抗である」

は解消した¹⁸⁾。2004 年法に関する判決¹⁹⁾もこの立場を維持している。

3 2016 年法による「情報自己決定権」の導入

2016 年法 54 条は、2004 年法 1 条に、「何人も、本法の定める要件のもとにおいて、自らに関する個人データについてなされる利用について決定し、コントロールする権利を有する」という第 2 項を追加した。これは、ドイツ発祥の「情報自己決定権」²⁰⁾を、明文で承認したものと解されている²¹⁾。2018 年法も、上記のとおり、これを基本的に維持している(法 1 条 2 項)²²⁾。

(初宿 = 辻村編・前掲注 13) 247 頁による)。

18) 清田・前掲注 4) 「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」36 頁参照。

19) *Décision n° 2004-499 DC du 29 juillet 2004, Loi relative à la protection des personnes physiques à l'égard des traitements de données à caractère personnel et modifiant la loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés, Rec. 126.* 文献として、清田・前掲注 4) 「フランスにおける個人情報保護法制の現況」307 頁以下、清田・前掲注 4) 「フランスにおける個人情報保護の憲法的保障」43 頁以下などがある。

20) 文献として、鈴木庸夫 = 藤原静雄「西ドイツ連邦憲法裁判所の国勢調査判決(上)(下)」*ジュリスト* 817 号 (1984 年) 64 頁、818 号 (1984 年) 76 頁、藤原静雄「西ドイツ国勢調査判決における「情報の自己決定権」」*一橋論叢* 94 巻 5 号 (1985 年) 728 頁、松本和彦『基本権保障の憲法理論』(大阪大学出版会、2001 年) 93 頁以下、平松毅『個人情報保護——理論と運用』(有信堂高文社、2009 年) 273 頁以下、玉蟲由樹『人間の尊厳保障の法理——人間の尊厳条項の規範的意義と動態』(尚学社、2013 年) 281 頁以下、高橋和広「情報自己決定権論に関する一考察——ドイツ連邦憲法裁判所の「国勢調査」判決の再考を中心に」*六甲台論集法学政治学篇* 59 巻 1 号 (2012 年) 77 頁、同「ドイツ連邦憲法裁判所による情報自己決定権論の展開」*六甲台論集法学政治学篇* 59 巻 2 号 (2013 年) 57 頁、同「情報自己決定権論に関する一理論的考察」*六甲台論集法学政治学篇* 60 巻 2 号 (2014 年) 105 頁、同「ドイツ連邦憲法裁判所による萎縮効果論の位置づけに関する一考察——情報自己決定権に関する裁判例の検討を中心に——」*東邦大学教養紀要* 54 号 (2022 年) 83 頁、實原隆志『情報自己決定権と制約法理』(信山社、2019 年) などがある。

21) 曾我部・前掲注 6) 72 頁注 7)、同・前掲注 7) 195 頁、村上・前掲注 6) 128 頁など参照。コンセイユ・データの提案に基づくものである。*Conseil d'État, Étude annuelle 2014: Le numérique et les droits fondamentaux, p. 267 et s.*

22) もっとも、一般データ保護規則等の「枠内で行使される」、という文言が付加されたことから、曾我部・前掲注 7) 195 頁注 5) は、「端的な権利宣言としての印象は薄まった」と指摘する。M. Bernelin, *La patrimonialisation des données personnelles: entre représentation(s) et réalité(s) juridiques*, *JCP G* 2019, p. 2040 は、この改正によって「当該権利の効力が幾分弱められた (affaibli quelque peu la portée de ce droit) ように見える」とする。これに対し、A. Vaast, *La patrimonialisation des données personnelles*, *L'Harmattan*,

この「情報自己決定権」が、ドイツと同様に憲法上の権利と解されるのか²³⁾、上記の「私生活の尊重を求める権利」との関係がどうなるか²⁴⁾などは、今のところ不明確のようである。2018年法についても憲法院に提訴されたが、判決は「情報自己決定権」については言及していない²⁵⁾。

なお、一般データ保護規則1条2項は、「個人データの保護を求める権利 (right to the protection of personal data, droit à la protection des données à caractère personnel, Recht auf Schutz personenbezogener Daten)」を保護している。欧州連合基本権憲章は、「私生活の保護を求める権利」(7条)とは別に、「個人データの保護を求める権利」(8条1項)を保障している²⁶⁾。欧州連合運営条約16条1項もこの権利を保障している。この「個人データの保護を求める権利」と、「私生活の保護を求める権利」及び「情報自己決定権」の関係も、やはり明らかではない²⁷⁾。

2021, p. 107 は、「当該条項はその実質において変わっていない (l'alinéa reste, en substance, le même)」と反論する。

- 23) コンセイク・データは、情報自己決定権はほかの既存の権利とは別次元に位置づけられ、それらの権利に存在意義 (sens) を付与するものであると述べている (Conseil d'État, op. cit. (note 21), p. 269)。É. Geffray/A. Guérin-François, Code de la protection des données personnelles, Annoté & commenté, 5e éd., Dalloz, 2022, p. 282 は、情報自己決定権について、「この権利は、アクセス権、訂正請求権、異議申立権のような主観的権利ではなく、「情報処理と自由」〔法〕の規定を読み解くためのいわば鍵である」と述べる。曾我部・前掲注7) 195頁は、この記述を引用して、「こうした理解は、日本における自己情報コントロール権の抽象的権利としての理解に通じるものがある」と指摘する。
- 24) この点を検討するものとして、A. Bachert-Peretti, La protection constitutionnelle des données personnelles: les limites de l'office du Conseil constitutionnel face à la révolution numérique, RFDC 118 (2019), p. 275 et s.
- 25) Décision n° 2018-765 DC du 12 juin 2018, Loi relative à la protection des données personnelles, Journal Officiel du 21 juin 2018.
- 26) 同憲章は、その具体的な内容として、個人データは、特定の目的のために、データ主体の同意に基づいて、または、法律によって定められた正当な理由に基づいて、公正に取り扱われなければならないこと (8条2項第1文)、何人も、自らに関して収集されたデータにアクセスし、その訂正を求める権利を有すること (同項第2文)、これらのルールの遵守は、独立の機関の統制に服すること (同条3項) を定める。
- 27) コンセイク・データは、「欧州連合基本権憲章がデータ保護を求める権利を独自の権利として認めたことは、それが自足的な自己目的だと思わせるという不都合を伴う。情報自己決定権はそれに存在意義を付与するものである。すなわち、デジタル技術がますます大きな役割を演じ、個々人に対して自らの個人データの痕跡を残すようますます

IV 適用範囲

1 適用領域

フランスでは、1978 年法以来、公的部門と私的部門のいずれをも規律していたが²⁸⁾、1995 年指令はこれを徹底した。一般データ保護規則及び法も同様である。

個人データの取扱いが「公共安全への脅威からの保護及びその脅威の防止を含め、所管官庁によって犯罪行為の防止、捜査、検知もしくは訴追または刑罰の執行のために行われる場合」には、一般データ保護規則が適用されず（規則 2 条 2 項 (d)）、刑事司法指令が定められていることから、2018 年法は第 3 編でこの点の特則を置いている。特に、一定の要件が満たされたときは本人の権利を制限することができ（法 107 条）、この場合は CNIL を通じて間接的に権利を行使することとなる（間接請求制度、同 108 条）²⁹⁾。

そのほか、一般データ保護規則が適用される分野についても、健康、研究等、報道等、電気通信分野については特則が設けられている（法第 2 編第 3 章第 3 節、第 4 節、第 5 節、第 4 章）。また、上記のとおり、国家安全及び国防については EU 法が適用されないが、この分野については法第 4 編に規定が置かれている。

2 適用対象

法が適用されるのは、「その管理者³⁰⁾が本法 3 条³¹⁾に定める要件を満た

す頻繁にうながす社会において、自由に生き続ける手段を個々人に与える、という存在意義である」と指摘する（Conseil d'État, op. cit. (note 21), p. 267）。私生活の保護を求める権利との関係を検討するものとして、Bachert-Peretti, op. cit. (note 24), p. 267 et s.

28) 村上裕章『行政情報の法理論』（有斐閣、2018 年）195 頁参照。ただし、1978 年法は、民間部門については原則として許可制ではなく届出制にするなど、両部門で規律に差異を設けていた。

29) この間接請求制度は 2004 年法にも存在したが（井上・前掲注 4）179 頁以下参照）、その適用範囲が限定されている。法第 4 編の対象となる場合は、一般的に間接請求制度が適用される（法 118 条）。

30) 法においては、特段の定めがない限り、一般データ保護規則 4 条の定義が適用

す場合において、個人データ³²⁾の全部または一部が自動化された取扱い、並びに、ファイリングシステム³³⁾に含まれ、または含まれることが予定されている個人データの自動化されていない取扱い」である。ただし、「全く個人的または家庭的な活動の実施のために、自然人によって行われる取扱い」は除かれる（法2条1項）。これは一般データ保護規則（2条1項及び2項(c)）に従った規定である。

される（法2条3項）。規則によれば、管理者（*controller, responsable du traitement, Verantwortlicher*）とは、「自然人または法人、公的機関、部局またはその他の組織であって、単独でまたは他の者と共同で、個人データの取扱いの目的及び方法を決定する者」をいう（4条7号）。日本の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）にいう「個人情報取扱事業者」（16条2項）と「行政機関等」（2条11項）を含む概念である。これに対し、処理者（*processor, sous-traitant, Auftragsverarbeiter*）とは、「管理者に代わって個人データを取り扱う自然人もしくは法人、公的機関、部局またはその他の組織」をいう（規則4条8号）。個人情報保護法では、個人情報取扱事業者または行政機関等から個人データまたは個人情報の取扱いの「委託を受けた者」（25条、66条2項等）に近い。

31) 地理的適用範囲に関する規定。

32) 個人データ（*personal data, données à caractère personnel, personenbezogene Daten*）とは、「識別された自然人または識別可能な自然人（「データ主体」）に関するすべての情報」をいう（規則4条1号第1文）。「識別可能な自然人」については、「特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、または、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的または社会的な同一性を示す1つまたは複数の要素を参照することによって、直接的または間接的に識別されうる者をいう」と説明されている（同号第2文）。個人情報保護委員会の試訳では「個人データ」とされているが、個人情報保護法では、「個人データ」は個人情報データベース等を構成する個人情報と定義されているので（16条3項）、むしろ同法にいう「個人情報」（2条1項）に近い。ただし、規則2条1項により適用対象が限定されている。なお、同4条1号における「データ主体（*data subject, personne concernée, betroffene Person*）」は、個人情報保護法にいう「本人」（2条4項）にはほぼ該当する。

33) ファイリングシステム（*filing system, fichier, Dateisystem*）とは、「それが集中管理されているか、分散管理されているか、機能的または地理的に分割されているかを問わず、特定の基準に従ってアクセス可能な、個人データの構造化されたすべての集合体」をいう（規則4条6号）。個人情報保護法にいう「個人情報データベース等」（16条1項）及び「個人情報ファイル」（60条2項）に近い。

3 死者の個人情報

(1) 概説

一般データ保護規則は死者の個人データには適用されないが、加盟国は、死者の個人データの取扱いに関する規定を設けることができる（規則前文第 27 項）。

フランスでは、2016 年法によって死者の個人情報に関する規定が設けられ、2018 年法においても維持されている³⁴⁾。

それによると、データ主体の権利（後記 VI 1 参照）は、データ主体の死亡によって消滅するが、法 85 条に定める要件において、一時的に維持される（同 84 条 2 項）。具体的には次のとおりである。

(2) 生前の指示

何人も、死後における自己の個人データの保存、消去及び開示に関する指示（directives）を定めることができる。指示には一般的なものと個別のものがある（法 85 条 I 第 1 項）。

一般的指示は、データ主体に関する個人データの全体に関わるものである。一般的指示は、CNIL による認証を受けたデジタル上の信頼できる第三者（*untiers de confiance numérique*）のもとに登録することができる（同第 2 項）。

一般的指示の参照情報及びそれが登録されたデジタル上の信頼できる第三者は、単一の登録簿に登録される。登録簿の様態及びアクセスについては、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる（同第 3 項）。

個別的指示は、当該指示によって指定された個人データの取扱いに関わる

34) 曾我部・前掲注 7) 195 頁以下、村上・前掲注 6) 128 頁など参照。Vaast, *op. cit.* (note 22), p. 97 は、その背景事情として、管理者等がデータ主体の死亡を知ることは難しい一方、相続人は被相続人のデータへアクセスできないことを指摘する。2004 年法における死者の個人データの扱いについては、井上・前掲注 4) 182 頁、諸外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・前掲注 4) 94 頁(下井執筆)など参照。

ものである。個別的指示は、関係する管理者のもとに登録される。個別的指示については、データ主体による格別の同意を要し、利用契約約款の一括同意によることはできない（同第4項）。

一般的及び個別的指示により、データ主体は、自らの死後、自己の権利が行使されるべき方法を定める（同第5項第1文）。

上記の指示は、その執行を担当する者を指定することもできる。当該担当者は、データ主体の死後、指示を閲覧し、関係する管理者にその履行を求めることができる。指定がなされなかった場合、または、指示にこれに反する定めがない場合において、指定された者が死亡した場合、データ主体の相続人は、その死後、指示を閲覧し、関係する管理者にその履行を求めることができる（同第7項）。

(3) 相続人の権利

指示がないとき、または、指示に反対の定めがないときは、データ主体の相続人は、データ主体の死後、次の場合において、その権利を行使することができる。

(a) 死者の相続の開始及び処理に必要な場合（法85条II第1項1号）

相続人は、精算と相続財産の配分にとって有益な情報を確認し、その伝達を求めるために、死者に関する個人データの取扱いにアクセスできる。また、相続人に譲渡可能なデジタル財産（*biens numériques*）及び家族の思い出に類するデータ（*données s'apparentant à des souvenirs de famille*）の提供を受けることもできる。

(b) 死亡に伴う手続に必要な場合（同項2号）

相続人は、死者のアカウントの閉鎖を求め、死者に関する個人データの取扱いの継続に異議を申し立て、その更新を求めることができる。

(4) 公衆向けオンラインコミュニケーションサービス提供者の義務

すべての公衆向けオンラインコミュニケーションサービス提供者 (prestataire d'un service de communication au public en ligne) は、利用者に対し、その死後におけるデータ主体に関するデータの扱い (sort) について情報提供し、自らが指定する第三者に自らのデータを開示するか否かを選択する機会を与えるものとする (同 85 条 III)。

(5) 死者に関する情報の利用

死者に関する情報は、死因証明書に記載されたものも含め、データ主体がその生前に書面で拒否する旨を表明していた場合を除き、健康に関する研究、調査または評価を目的とする取扱いの対象とすることができる (同 86 条)。

V 個人データの取扱い

1 取扱いに関する基本原則

一般データ保護規則 5 条 1 項は、個人データの取扱いに関する基本原則として、①適法性、公正性及び透明性、②目的の限定、③データの最小化、④正確性、⑤保存の制限、⑥完全性及び機密性を定める³⁵⁾。法 4 条もほぼ同様の内容を定めている³⁶⁾。

また、規則 6 条は、個人データの取扱いが適法な場合として、①データ主体が同意を与えた場合、②契約の履行等のために必要な場合、③法的義務を遵守するために必要な場合、④データ主体または他の自然人の生命に関する利益を保護するために必要な場合、⑤公益のためまたは公的権限の行使として行われる職務の遂行に必要な場合、⑥管理者または第三者の正当な利益のために必要な場合を挙げる³⁷⁾。法 5 条もほぼ同様の内容を定めている。

35) 詳細については、宮下・前掲注 1) 44 頁以下、石井・前掲注 1) 37 頁以下など参照。

36) 規則 5 条 2 項は、「管理者は、第 1 項について責任を負い、かつ、同項の遵守を証明できるようにしなければならないものとする (「アカウントビリティ」)」と定めるが、法にはこれに対応する明文規定が見当たらない。

37) 詳細については、宮下・前掲注 1) 49 頁以下、石井・前掲注 1) 39 頁以下など参照。

一般データ保護規則は、情報社会サービス (information society services)³⁸⁾ の直接提供に係る個人データの取扱いについて、16歳以上の未成年者が単独で同意できるとするが、加盟国は、その年齢が13歳を下回らない限り、法律によって、より低い年齢を定めることができるとする(8条1項)。法はこれを15歳からと定めている(45条1項)³⁹⁾。

2 管理者及び処理者の義務

管理者による技術的及び組織的措置(法57条1項)、取扱活動の記録(同条2項)、個人データ侵害⁴⁰⁾の通知(同58条I)、共同管理者(同59条)、処理者の責任(同60条2項)、管理者または処理者の権限のもとにおける取扱い(同61条)、データ保護影響調査(同62条)及びCNILとの事前協議(同63条)⁴¹⁾については、それぞれ、一般データ保護規則の対応する規定(24条、30条、33条及び34条、26条、28条、29条、35条、36条)によるものとされる。

38) 規則4条25項によれば、「情報社会サービス」とは、欧州議会及び理事会の指令(EU)第2015-1535号1条1項(b)に規定するサービスを意味する。そこでは、「通常は有償で、遠隔的に、電子的方法により、かつ、サービスを受領する者の個別の求めに応じて提供される、すべてのサービス」と定義されている。

39) 規則及び法の制定過程における紆余曲折については、v. N. Martial-Braz/J. Rochfeld (dir.), *Droit des données personnelles, Les spécificités du droit français au regard du RGPD*, Dalloz, 2019, p. 62 et s.

40) 個人データ侵害 (personal data breach, violation de données à caractère personnel, Verletzung des Schutzes personenbezogener Daten) とは、「偶発的または違法な方法による、送信され、保存され、またはその他の方法で取り扱われた個人データの破壊、喪失、改変、無権限の開示、もしくは、かかるデータに対する無権限のアクセスを結果する、安全性に対する侵害」をいう(規則4条12号)。個人データ侵害があった場合、管理者には監督機関及びデータ主体への通知義務が課せられる場合がある(同33条・34条)。詳細については、宮下・前掲注1) 172頁以下、石井・前掲注1) 105頁以下など参照。

41) 規則によれば、個人データの取扱いの種類が、自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させるおそれがある場合、管理者は、当該取扱いの開始前に、予定している取扱作業の個人データの保護に対する影響について評価を行わなければならない(35条1項第1文)。評価の結果、上記の権利及び自由に対する高いリスクをもたらすおそれがあり、管理者が当該リスクを低減させる措置を講じる必要がある場合、管理者は、当該取扱いを開始する前に、監督機関と協議しなければならない(36条1項)。詳細については、宮下・前掲注1) 186頁以下、石井・前掲注1) 113頁以下など参照。

3 センシティブな個人データ

センシティブな個人データの取扱いを原則として禁止する法 6 条 1 項は、一般データ保護規則 9 条 1 項と同じ内容である。例外については、同条 2 項に定める場合（法 6 条 II、データ主体の同意がある場合など）のほか、公益によって正当化され、デクレによる許可（同 31 条 II・32 条）を受けた場合（同 6 条 III）、法 44 条に定める場合（医療上必要な場合等）が定められている。また、規則 85 条に基づき、報道等の目的での取扱いについても例外が認められている（法 80 条）。

センシティブな個人データに関する規定は、1978 年法 31 条以来存在していた。ドイツにおいては、1995 年指令を受けて、2001 年法で新設された⁴²⁾。

なお、日本法上の要配慮個人情報（個人情報保護法 2 条 3 項）には、「労働組合への加入を明らかにする個人データ」、「自然人の性生活もしくは性的指向に関するデータ」が含まれていないことから、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」が定められている⁴³⁾。

そのほか、有罪判決、犯罪またはそれに付随する保安措置に関する個人データの取扱いは、裁判所等の公的機関及び一定の私法上の法人などのみが行うことができるとされている（法 46 条）⁴⁴⁾。

42) 村上・前掲注 28) 219 頁以下など参照。

43) 「補完的ルール」については、堀部政男「日 EU 間の個人データの円滑な移転実現への道程と今後の課題（上）（下）」NBL1148 号（2019 年）9 頁、1149 号（2019 年）20 頁、佐伯祐二「省庁における「先例」」公法研究 81 号（2019 年）141 頁以下、巽智彦「公法学から見た日 EU 間相互充分性認定——個人情報保護法制の公法上の課題」成蹊法学 92 号（2020 年）301 頁以下など参照。

44) 当初国会で採択された条文では、現在の法 46 条の冒頭に当たる部分が、規則 10 条をそのまま引用する形で、有罪判決等に関する個人データの取扱いは、「公的機関の統制の下にのみ行うことができる」とされていた。2018 年法に係る憲法院判決（前掲注 25)）は、公的機関の統制の下で活動できる者の範疇も、当該取扱いによって追及されるべき目的も、法律によって定めておらず、これらの取扱いが及ぶうる広範さと、取り扱われる情報の性質ゆえに、公的自由の行使のために市民に与えられた基本的保障を損なうとして、上記部分が憲法に違反すると判断していた（第 45 項）。

4 事前規制

1978 年法以来、事前規制（許可・届出制度）がフランス法の特徴だったが、2018 年法によって、次の場合⁴⁵⁾を除いて廃止された。

(1) 自然人識別全国名簿登録番号 (numéro d'inscription des personnes au répertoire national d'identification des personnes physiques)

取扱いが当該番号を含む個人データに関わる場合、管理者の範疇及び取扱いの目的は、原則として、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる（法 30 条）。1978 年法 18 条以来、同旨の規定が存在している⁴⁶⁾。一般データ保護規則 87 条に基づく規定である。

(2) 国家安全・国防・公安に関し、または、犯罪の予防・捜査・検知・訴追もしくは有罪判決または保安処分の執行に関し、国のために行われる個人データの取扱い

理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、大臣のアレテによって許可される（法 31 条 I）。公安を除いて、これらの取扱いには一般データ保護規則が適用されない。

上記の取扱いがセンシティブな個人データに関わる場合は、理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって許可される（同条 II）。

45) Desgens-Pasanau, op. cit. (note 9), p. 107 は、本文に掲げるほか、拘束的企業準則の承認（後注 93 参照）、影響評価に際しての事前協議（前注 41 参照）を挙げる。

46) その利用が限定されていることについては、v. Desgens-Pasanau, op. cit. (note 9), p. 103 et s.; Geffray/Guérin-François, op. cit. (note 23), p. 318 et s.; Martial-Braz/Rochfeld (dir.), op. cit. (note 39), p. 101 et s. 簡潔な紹介として、「特集・諸外国の制度を参考に日本の社会保障番号を検討」週刊社会保障 2461 号（2007 年）38 頁、高山憲之「諸外国における社会保障番号制度と税・社会保険料の徴収管理」海外社会保障研究 172 号（2010 年）12 頁などがある。

(3) 人の身元の認証またはコントロールに必要な遺伝子データまたは生体データに関し、公権力の特権の行使として行動する国のための個人データの取扱い

理由を付し公表される CNIL の意見を徴した上で、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって許可される (法 32 条)。規則 9 条 4 項に基づく規定である。

(4) 健康に関する個人データの取扱い

健康に関する個人データの取扱いについては、CNIL が定めるガイドライン (référentiels) に従っている場合は CNIL への届出を (法 66 条 II 第 2 項)、これに従っていないときはその許可を要する (同 III)。これも規則 9 条 4 項に基づく規定である。

5 第三国等への個人データの移転

一般データ保護規則によれば、EU 加盟国以外の国 (第三国) または国際機関への個人データの移転 (transfers, transferts, Übermittlungen) は、①当該第三国等が十分なデータ保護の水準を確保していることを認める欧州委員会の決定 (充分性認定) がある場合 (45 条 1 項)、②適切な保護措置が講じられている場合 (46 条 1 項)、③一定の要件が満たされている場合 (49 条 1 項) にのみ許される⁴⁷⁾。

この点について、法は、刑事司法指令が適用される第 3 編と、国家安全等に関する第 4 編に規定を置くが、一般データ保護規則が適用される第 2 編には規定がなく、もっぱら規則の規定が適用される。

1995 年指令の下で、欧州委員会は、同委員会と米国商務省との間で合意された制度 (セーフ・ハーバー制度) について、十分な保護水準を保障している旨を決定していたが⁴⁸⁾、EU 司法裁判所は、2015 年の先決裁定により、

47) 詳細については、宮下・前掲注 1) 218 頁以下、石井・前掲注 1) 152 頁以下など参照。

48) 文献として、村上・前掲注 28) 288 頁以下、石井夏生利『新版個人情報保護法の現

当該決定が無効であると判断した⁴⁹⁾。その際、加盟国の監督機関が欧州委員会決定を無効と考えるときは、欧州司法裁判所への付託を求めて国内裁判所に訴訟を提起できるよう、加盟国は国内法で定めなければならないと判示されていた（第65項）。この点につき、法は次の規定を置いている⁵⁰⁾。

私人による管理者または処理者に対する申立てを受けて、個人データの取扱いに係る権利自由の保護に関する主張に理由があると判断する場合、または、一般的に、自らの任務の範囲内において、上記の権利自由の保護を確保するために、CNILは、コンセイユ・デタに対し、場合によってはアストラントを付して、データの移転の停止、または、CNILが事前に命じたかかる移転の停止（後記VII 5（3）⑤参照）の延長を命じるよう求めることができる。この場合、CNILは、規則45条に基づく欧州委員会の十分性認定、または、規則46条に定めるデータの移転における適切な保障に関する欧州委員会のすべての行為について、その有効性を評価するために、欧州司法裁判所に対して先決問題を求める申立てを付する（法39条1項）。

当該データの移転が裁判所の裁判作用の行使においてなされる取扱作業に当たらない場合、CNILは、刑事司法指令36条に基づく欧州委員会の十分性認定に基づくデータの移転の停止、または、自らが既に命じた当該移転の停止の延長を、当該十分性認定の有効性の欧州司法裁判所による評価を待ちつつ、コンセイユ・デタに命じるよう求めることができる（法39条2項）。

在と未来』(勁草書房、2017年)288頁以下などがある。

49) CJUE 6 octobre 2015, M. Schrems c/Data Protection Commissioner, n° C-362/14. 文献として、岩村浩幸「欧州司法裁判所によるセーフハーバールール無効の判決とその日系企業に対する影響」NBL 1061（2015年）4頁、F・ルイほか「欧州委員会のセーフハーバー決定を無効とした欧州連合司法裁判所2015年10月6日付判決」国際商事法務43巻11号（2015年）1750頁、中村民雄「フェイスブック個人情報域外移転事件」法律時報88巻8号（2016年）112頁、中西優美子「EUから第三国への個人データ移転と欧州委員会のセーフ・ハーバー決定（VI（4））」自治研究92巻9号（2016年）96頁、宮下紘「貿易協定と越境データ規制——米欧の交渉からの教訓——」比較法雑誌50巻3号（2016年）196頁以下、同「EU - US プライバシーシールド」慶應法学36号（2016年）155頁以下、石井・前掲注48）305頁以下などがある。

50) Martial-Braz/Rochfeld (dir.), op. cit. (note 39), p. 235 et s.; Desgens-Pasanau, op. cit. (note 9), p. 162; Geffray/Guérin-François, op. cit. (note 23), p. 337 et s.

6 個人データの自動取扱い

(1) 概説

一般データ保護規則によれば、「データ主体は、当該データ主体に関する法的効果を発生させる、または、当該データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼす、プロファイリングを含む自動化された取扱いのみに基づく決定の対象とされない権利を有する」(22条1項)。もっとも、①データ主体とデータの管理者の間の契約の締結またはその履行のために必要となる場合(同条2項(a))、②管理者がそれに服し、かつ、データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置をも定める、EU法または加盟国の国内法によって認められた場合(同項(b))、③データ主体の明示的な同意に基づく場合(同項(c))は、例外が認められる⁵¹⁾。

フランスでは、1978年法2条及び3条以来、同趣旨の規定が存在しており、1995年指令15条によって取り入れられた。2018年法は次のように定めている。

(2) 判決について

人の行動に関する評価を含むいかなる判決も、当人の人格の一定の側面を評価するための個人データの自動取扱いを根拠として行われてはならない(法47条1項)。

(3) それ以外の決定について

次の場合を除き、人に対して法的効果を発生させまたは重大な影響を及ぼ

51) 詳細については、山本龍彦「ビッグデータ社会とプロファイリング」論究ジュリスト18号(2016年)34頁、宮下・前掲注1)119頁以下、石井・前掲注1)87頁以下など参照。ドイツ法を含む検討として、須田守「処分全自動発布手続と調査義務」法学論叢184巻4号(2019年)1頁(特に31頁以下)、同「全自動発布処分を追試する」法律時報91巻9号(2019年)144頁、同「行政手続のデジタル化と法的課題」ジュリスト1556号(2021年)22頁以下がある。

すいかなる決定も、プロファイリングを含む個人データの自動取扱いのみを根拠として行われてはならない（同条2項）。

(a) 一般データ保護規則 22 条 2 項 (a) 及び (c) に定める場合（法 47 条 2 項 1 号）

規則 22 条 3 項に定める留保（データ主体の権利及び自由並びに正当な利益を保護するための適切な措置を講じること）の下に、かつ、関係人が申請した場合、法律によって保護された秘密を除き、当該取扱いを定めるルール及びその実施の主な特色を通知することを条件とする。

(b) 取扱いがセンシティブなデータに関わらないことを条件として、公衆行政関係法典⁵²⁾ L.311-3-1⁵³⁾ 及び第 4 部第 1 編第 1 章（行政上の不服申立てに関する総則）を遵守してなされる個別的行政決定（法 47 条 2 項 2 号）

公衆行政関係法典 L.311-3-1 に定める明示の記載（当該決定がアルゴリズムによる取扱いに基づいてなされる旨の記載）を欠く場合、当該決定は無効となるとされている。また、当該決定について、管理者は、取扱いがその者に対してなされたやり方を詳細かつ理解できる形でデータ主体に説明できるよう、アルゴリズムによる取扱いとその発展を把握しておく（*s'assurer de la maîtrise du traitement algorithmique et de ses évolutions*）ことも規定されている⁵⁴⁾。

52) 文献として、齋藤健一郎「公衆と行政との関係に関する法典」日仏法学 29 号（2017 年）158 頁などがある。

53) 「L.311-5 第 2 号の適用を別として、アルゴリズムによる取扱いに基づいてなされる個別的決定は、その旨を関係人に知らせる明示の記載を含むものとする。関係人が申請した場合、当該取扱いを定めるルール及びその実施の主な特色が、行政庁によって関係人に通知される。」同法典 L.311-5 第 2 号は、行政文書の公開における不開示事由を定める。申請に基づく通知の内容について、同法典 R.311-3-2 は、①決定に対するアルゴリズムによる取扱いの寄与の程度及び態様、②取り扱われるデータ及びその入手先、③取扱いのパラメータ及び（場合によっては）関係人の地位に適用されたそれらの重みづけ（*pondération*）、④取扱いによって実行された操作を挙げる。

54) 2018 年法に係る憲法院判決（前掲注 25）は、この点に関する違憲の主張を退けているが、アルゴリズムによる取扱いとその発展を把握しておく義務があることを理由に、自動的に生成されるアルゴリズムを用いることは許されないとしている（第 71 項）。ドイツにおける議論については、須田・前掲注 51）「処分全自動発布手続と調査義務」

ただし、公衆行政関係法典第 4 部第 1 編に定める行政上の不服申立てについて行政庁が裁断するいかなる決定も、個人データの自動取扱いのみに基づいて行ってはならない (法 47 条 3 項)。

要するに、①センシティブなデータに当たらないこと、②自動取扱いに基づく旨 (申請があれば取扱いのルール等⁵⁵⁾) を通知すること、③ (自動取扱いによらない) 不服申立てが可能であることを要件として、自動取扱いのみに基づく個別の行政決定を許容するものである⁵⁶⁾。この規定に対しては批判が少なくない⁵⁷⁾。

7 自主規制等

(1) データ保護オフィサー

データ保護オフィサー (data protection officer, délégué à la protection des

37 頁以下参照。

- 55) この通知義務には例外が認められていない。憲法院判決 (前掲注 25)) は、守秘義務等を理由として取扱いのルール等を通知できない場合は、自動的決定は許されないとする (第 70 項)。
- 56) 背景には、大学入学者の自動的決定による割当が、CNIL によって違法とされた事件がある。V. Martial-Braz/Rochfeld (dir.), op. cit. (note 39), p. 178 et s. 株式会社 IT リサーチ・アート「EU 各国における個人情報保護制度に関する調査研究報告書」(2018 年 3 月 29 日) 66 頁以下 (宮下紘執筆) 参照。
- 57) Martial-Braz/Rochfeld (dir.), op. cit. (note 39), p. 24 et s.; L. Cluzel-Métayer/E. Debaets, Le droit de la protection des données personnelles: la loi du 20 juin 2018, RFDA 2018, p. 1110 は、規則が権利を認めているにもかかわらず、法が例外を伴う原則としている点、規則が通知義務を課す (13 条 2 項 (f)、14 条 2 項 (g)) にもかかわらず、取扱いのルール等が申請に基づいてのみ通知される点などで、法は規則に違反するという。J.-B. Duclercq, L'automatisation algorithmique des décisions administratives individuelles, RDP 2019, p. 297 et s. は、この制度を設けることは規則によって強制されていたわけではなく、フランスの立法者が行政の効率化のための口実に利用したとし、その危険性を指摘する。A. Debet, Libertés et protection des personnes, L. n° 2018-493, 20 juin 2018, JCP G 2018, p. 1554 も、「憲法院によって承認されたとはいえ、この新制度は市民に不安を抱かせるものである」と述べる。自動決定に対する団体訴訟の導入を提言するものとして、L. Ragimbeau, Pour un développement de l'action de groupe en droit administratif, RDP 2019, p. 1462 et s. なお、ドイツでは裁量または判断余地がある場合は自動的決定が認められないが (須田・前掲注 51)「処分全自動発布手続と調査義務」11 頁以下)、フランスではそのような制限はみられない。

données, Datenschutzbeauftragter) とは、管理者または処理者の内部において個人データ保護を担当する独立した役職である。ドイツ由来の制度であり、1995年指令においても言及されていた(18条2項・20条2項)⁵⁸⁾。フランスでは、2004年法により、「個人情報保護担当者 (correspondant à la protection des données à caractère personnel)」として導入されたが、指名は任意だった(22条III、67条2項・3項)⁵⁹⁾。

一般データ保護規則は、一定の場合において、管理者及び処理者に、データ保護オフィサーの指名を義務づけている(37条1項)⁶⁰⁾。これを受けて、2018年法は、管理者またはその代理人は、規則の定める要件に従って、データ保護オフィサーを指名すべき旨を定める(57条2項第2文)⁶¹⁾。

(2) 行動規範

一般データ保護規則は、加盟国等が、規則の適正な適用に寄与するための行動規範の作成を奨励すべきこと(40条1項)、管理者または処理者を代表する団体等は行動規範を作成できること(同条2項)、監督機関は当該行動規範案を承認できること(同条5項)、欧州委員会は、それが規則に適合すると判断した場合、当該行動規範がEU域内において一般的な有効性を持つ旨を決定できること(同条9項)、承認された行動規範の監視は、監督機関及び認定を受けた組織によって行われること(41条1項)などを定めている⁶²⁾。

1995年指令にも同旨の規定があり(27条)、2004年法に「職業規範 (règles professionnelles)」に関する規定が置かれていた(11条1項3号a) b))。

法は、CNILの任務として、個人データ処理に内在する自然人特に未成年

58) 村上・前掲注28) 258頁以下参照。

59) 当時の状況については、v. F. Mattatia, RGDP et droit des données personnelles, 5e éd., Eyrolles, 2021, p. 98 et s.

60) 詳細については、宮下・前掲注1) 196頁以下、石井・前掲注1) 128頁以下など参照。

61) Desgens-Pasanau, op. cit. (note 9), p. 172 は、データ保護オフィサーに関する規定が不十分であると指摘する。

62) 詳細については、宮下・前掲注1) 208頁以下、石井・前掲注1) 137頁以下など参照。

者の権利及び自由に対するリスクを考慮して、管理者及び処理者に課せられた義務を定める行動規範の作成を奨励することを挙げる (8 条 I 第 2 号 b) 第 2 文)。また、小委員会が、行動規範の遵守の監視を任務とする組織の承認を一時的に停止し (21 条 I 第 4 号)、撤回できること (23 条) を定める (後記 VII 5 (3) 参照)。

(3) 認証

一般データ保護規則は、加盟国等が、管理者及び処理者による取扱作業が規則を遵守していることを証明する目的で、データ保護認証制度、データ保護シール及びデータ保護マークを設けることを奨励すべきこと (42 条 1 項)、監督機関または指定された国内認定機関は、一定の要件を満たした認証機関を認定すること (43 条 1 項第 2 文、2 項)、認証は、認定を受けた認証機関または監督機関によって行われること (42 条 5 項) などを定めている⁶³⁾。

法は、CNIL の任務として、人、製品、データシステムまたは手続について、それらが規則及び法に適合したものであることを認証し、認証機関の認定を行うこと (8 条 I 第 2 号 h))、申請に基づき、または職権により、個人データ保護を目的とする製品または手続について、それらが法の規定に適合することを証するマーク (label) を交付し、またはこれを撤回すること (同第 3 号) を挙げる⁶⁴⁾。また、小委員会が、認証機関の認定を一時的に停止し (21 条 I 第 4 号)、撤回できること (23 条) を定めている (後記 VII 5 (3) 参照)。

VI データ主体の権利

1 データ主体の権利

情報提供義務⁶⁵⁾ (法 48 条 1 項)、アクセスの権利⁶⁶⁾ (同 49 条 1 項)、訂正

63) 詳細については、宮下・前掲注 1) 213 頁以下、石井・前掲注 1) 140 頁以下など参照。

64) 2004 年法にもマークの交付に関する規定があった (11 条 1 項 3 号 c))。当時の状況については、v. Mattatia, *op. cit.* (note 59), p.130.

を求める権利⁶⁷⁾ (同 50 条)、消去を求める権利 (忘れられる権利)⁶⁸⁾ (同 51 条 I)、取扱いの制限を求める権利⁶⁹⁾ (同 53 条)、ポータビリティを求める権利⁷⁰⁾ (同 55 条)、異議を述べる権利⁷¹⁾ (同 56 条 1 項) については、それぞれ、一般データ保護規則 (12 条～14 条、15 条、16 条、17 条、18 条、20 条、21 条) に定める要件に従って行使される旨が規定されている。

-
- 65) 規則 13 条及び 14 条によれば、個人データがデータ主体から取得される場合とそれ以外の場合において、管理者は、管理者の身元等、予定されている個人データの取扱いの目的及びその法的根拠等に関する情報を、データ主体に提供しなければならない。詳細については、宮下・前掲注 1) 84 頁以下、石井・前掲注 1) 60 頁以下など参照。
 - 66) 規則 15 条によれば、データ主体は、管理者から、自己に関係する個人データが取り扱われているか否かの確認を得る権利、並びに、当該個人データ及びその取扱いの目的、関係する個人データの種類等の情報にアクセスする権利を有する。詳細については、宮下・前掲注 1) 92 頁以下、石井・前掲注 1) 69 頁以下など参照。
 - 67) 規則 16 条によれば、データ主体は、管理者から、自己に関する不正確な個人データの訂正を得る権利を有する。
 - 68) 規則 17 条によれば、自己に関する個人データが違法に取り扱われた場合などは、データ主体は、管理者に対して、当該個人データの消去を得る権利を有する。詳細については、宮下・前掲注 1) 95 頁以下、石井・前掲注 1) 71 頁以下など参照。本条の表題は「消去を求める権利 (忘れられる権利)」となっているが、一般にいわれる「忘れられる権利」、すなわち、検索事業者に対して検索結果の表示をしないよう求める権利とは異なる。後者の権利は「参照されない権利 (*droit au déréférencement*)」と呼ばれる。規則がこの権利に関する明文規定を置かなかったことを批判するものとして、Desgens-Pasanau, *op. cit.* (note 9), p. 11.
 - 69) 取扱いの制限とは、「将来におけるその取扱いを限定するために、保存された個人データに印をつけること」をいう (規則 4 条 3 号)。規則 18 条によれば、個人データの正確性について疑義を提示した場合、データ主体は、当該個人データの正確性を管理者が確認するまでの間、当該個人データの取扱いを制限することを求める権利等を有する。詳細については、石井・前掲注 1) 78 頁以下など参照。
 - 70) 規則 20 条によれば、データ主体は、自らが提供した個人データの取扱いが契約に基づくものであり、かつ、その取扱いが自動化された手段によって行われる場合には、管理者から当該個人データを受け取り、別の管理者に提供する権利を有する。詳細については、小向太郎「データポータビリティ」ジュリスト 1521 号 (2018 年) 26 頁、宮下・前掲注 1) 112 頁以下、石井・前掲注 1) 79 頁以下など参照。
 - 71) 規則 21 条によれば、個人データの取扱いが、公益または公的権限の行使のための職務遂行に必要なものとして行われる場合 (同 6 条 1 項 (e))、または、管理者または第三者の正当な利益の目的のために必要なものとして行われる場合 (同項 (f))、データ主体は、自らの特殊な状況に関連した理由に基づき、当該取扱いに対して異議を述べる権利を有する。この場合、管理者は、やむをえない正当な理由があることを証明しない限り、当該個人データの取扱いをしてはならない。

規則によれば、すべてのデータ主体は、自らに関する個人データの処理が規則に違反すると思料するときは、監督機関に申立てを行う権利 (right to lodge a complaint, droit d'introduire une réclamation, Recht auf Beschwerde) を有する (77 条 1 項)。この規定を受けて、法は、CNIL の任務として、「申立て (réclamations)、請願 (pétitions) 及び苦情 (plaintes)」を取り扱い、必要な範囲で申立ての対象について審理または調査を行い、合理的な期間内に進行状況及び調査の結果を申立人に通知することを挙げている (法 8 条 I 第 2 号 d))⁷²⁾。

72) 1978 年法 21 条 1 項 6 号、2004 年法 11 条 1 項 2 号 c) にも同様の規定があった。この申立て等の性質は定かではないが、1997 年の判決は、申立て (réclamation) に応じない旨の決定は越権訴訟で争うことができるとする (CE 28 mars 1997, M. Solana, n° 182912, Rec. 119, D. 1997, IR 107, RTD com. 1997, 476, obs. È. Alfandari, JCP G. 1997 II. 22880, concl. J.-D. Combexelle, GJEG 1998, 25)。論告担当官は、この決定を刑事告発を拒否する決定とみた上で、「自らが違法とみなす行為に制裁を加えさせる意思において、CNIL の援助及び手段を奪われる関係人の権利を、この決定が侵害する」と述べている。調査を行わない旨の決定 (CE 5 déc. 2011, M. Laffont, n° 319545 et 338379, Rec. 609, AJDA 2012, 959, note P. Idoux)、審理を行った上で手続を終結する旨の決定 (CE 28 déc. 2012, M. B., n° 344175) についても、訴えが適法とされている。この点に関連して興味深い判例がある。A が B 銀行のオンライン口座のパスワードが不十分であるとして、CNIL に苦情 (plainte) を申し立てた。CNIL は審理を行った上で、A に対し、B 銀行に対して調査を行ったこと、同銀行に対して制裁がなされたこと、それによって当該苦情処理を終結したことを通知したが、制裁の内容は通知されなかった。A は、制裁の内容を通知することなく苦情処理の終結を通知した決定を取り消すこと、不十分な内容である制裁を取り消すことを求めて出訴した。コンセイユ・デタは、苦情申立人は苦情に応じることの拒否に対して越権訴訟を提起できるが、CNIL が審理を行う決定をした場合、苦情申立人は、その内容がいかなるものであれ、審理の結果なされた決定を争う利益も、手続の終結を争う利益ももたないとする。そして、制裁及び終結の取消しを求める訴えは不適法であるが、A は上記条項により苦情の結果に関する情報を求める権利を有するから、CNIL による情報提供の拒否に対しては越権訴訟を提起できるとした。その上で、上記条項によれば、苦情に基づいて制裁をした場合は、認定された違反の性質と制裁の内容を申立人に通知しなければならないとして、上記拒否を取り消した (CE 19 juin 2017, M. F., n° 398442)。上記規定は、申立てに応じて審理を行い、その結果 (制裁をしたときはその内容を含む) を通知することを求める利益を保護しているが、審理の継続を求める利益、具体的な措置を求める利益は保護していない、ということであろうか。また、2012 年の判決では審理終結決定に対する訴えが適法とされているが、当該事案では制裁に至らなかった点が異なるのであろうか。翌年の判決でも、申立者は CNIL による制裁手続開始の拒否を越権訴訟で争いうるが、

2 団体訴訟

一般データ保護規則によれば、加盟国は、加盟国の国内法に従って適正に組織され、公益にかなう定款上の目的を有し、かつ、データ主体の個人情報の保護と関連するデータ主体の権利及び自由の保護の分野において活動する非営利の機関、組織または団体が、データ主体による委任に関わりなく、当該加盟国内において、監督機関に申立てを行う権利（77条）、及び、取扱いによって規則に基づくデータ主体の権利が侵害されたと判断する場合、監督機関並びに管理者または処理者に対する司法救済の権利（78条・79条）を行使する権利を有することを定めることができる（80条2項）。

この規定は団体訴訟の導入を加盟国の裁量に委ねている。フランスでは、2016年に、個人情報保護の分野でも団体訴訟が導入されていたが⁷³⁾、2018年法は次のように定めている⁷⁴⁾。

本法に特段の定めがある場合を除き、団体訴訟について定める規定（21世紀における裁判の現代化に関する2016年11月18日の法律第2016-1547号第5編第1章及び行政裁判法典第4部第7編第10章）が適用される（法37条I）。

同様の地位にある複数の自然人が、管理者または処理者の規則または本法の規定に対する同種の違反により、共通の原因で損害を受けたときは、主張された個別事案に照らして管轄を有する民事裁判所または行政裁判所において、後記の団体が団体訴権（*action de groupe*）を行使することができる。この場合、当該団体はこれをCNILに通知する（同条II）。

この団体訴権は、上記の違反の差止めを求めため、被った物質的または精神的損害の賠償を求めため、もしくはこれら2つの目的で、行使することができる（同条III第1項）。規則は損害賠償請求権（82条）を挙げてい

CNILが手続開始を決定した場合は、その結果とられた決定がいかなる内容であれ、その取消しを求め利益をもたないが、とられた決定の内容が通知されないときは、これを争いようと判示している（CE 21 juin 2018, M. L., n° 416505）。

73) 村上・前掲注6) 129頁注6) 参照。

74) 詳細については、Lebreton・前掲注7) 94頁以下参照。

ないので、この点に関しては独自の規定である⁷⁵⁾。

この訴権を行使できるのは、次の団体のみである (法 37 条 IV 第 1 項)。

- ①私生活の保護または個人データの保護を定款上の目的に含んでおり、少なくとも 5 年前から適法に届出を行っている団体
- ②個人データの取扱いが消費者に関わる場合、消費者法典 L.811-1 に基づいて認定された全国レベルの代表的消費者保護団体
- ③取扱いがこれらの組織の定款が保護する者の利益に関わる場合、労働法典 L.2122-1、L.2122-5 または L.2122-9 もしくは公務員の権利義務に関する 1983 年 7 月 13 日法律第 83-635 号 8 条 bis 第 3 項の意味における労働者または公務員を代表する労働組合、または、司法裁判所の裁判官を代表する労働組合

3 団体への委任

一般データ保護規則によれば、データ主体は、自らに代わって監督機関に対して申立てを行う権利 (77 条)、監督機関もしくは管理者または処理者に対する司法救済の権利 (78 条・79 条) を行使すること、加盟国の法が定める場合には、自らに代わって賠償を受ける権利 (82 条) を行使することを、上記 2 に挙げた機関、組織または団体に委任することができる (80 条 1 項)。

この規定は、団体訴訟と異なって、制度の導入を (損害賠償請求権を除き) 加盟国に義務づけている。これを受けて、法は次のように規定している⁷⁶⁾。

何人も、次の団体等⁷⁷⁾ に対して、規則 77 条ないし 79 条及び 82 条に定め

75) 国民議会における修正による。V. C. Zolynski, *Les nouveaux contours de l'action de groupe et de l'action collective au lendemain de la loi pour la protection des données: un empowerment renforcé*, Dalloz IP/IT 2018, p. 471 et s.; Martial-Braz/Rochfeld (dir.), *op. cit.* (note 39), p. 229 et s. 規則前文第 142 項では、団体訴訟について、「その機関、組織または団体が、データ主体の委任を受けることなく、データ主体に代わって損害賠償を請求することは許されない」と述べられている。Debet, *op. cit.* (note 57), p. 1554 は、この項を挙げて、「規則前文のいささか奇妙な 1 つの項は、損害賠償を求める加盟国の団体訴権に反対するようにすら見える」と指摘する。Lebreton・前掲注 7) 95 頁は規則に反すとする。

76) 詳細については、Lebreton・前掲注 7) 96 頁以下参照。

77) 委任を受けることができる団体等は、CNIL の意見を取り入れて、2018 年 12 月 12 日のオルドナンスによって拡大された。V. Martial-Braz/Rochfeld (dir.), *op. cit.* (note 39),

る権利を、自らに代わって行使することを委任できる（法 38 条第 1 文）。損害賠償請求権についても委任を認めたものである。

- ①上記 2 の団体または組織
- ②個人データの取扱いにおいて権利自由が侵害されたときは、その定款上の目的が権利自由の保護と関連する団体または組織
- ③データ主体がその構成員であり、その定款上の目的が当該取扱いの目的と関連する利益の保護を含む団体

法第 3 編が適用される取扱い（前記 IV 1 で述べた間接申請制度が適用される場合）については、CNIL に対して申出を行い、CNIL を被告として裁判所に訴えを提起し、もしくは、管理者または処理者を被告として裁判所に訴えを提起するために、何人も、上記の団体または組織に委任を行うことができる（法 38 条第 2 文）。

Ⅶ 監督制度

1 概説

一般データ保護規則によれば、各加盟国は、個人データの取扱いと関連する自然人の基本的な権利自由を保護し、かつ、EU 域内における個人データの自由な流れを促進するために、規則の適用を監視する責に任ずる 1 つまたは複数の独立の公的機関を設置しなければならない（51 条 1 項）⁷⁸⁾。

上述のとおり、フランスでは、1978 年法以来、「情報処理と自由全国委員会」（Commission nationale de l'informatique et des libertés、CNIL）が設置されている⁷⁹⁾。2018 年法は、「CNIL は独立行政機関（autorité administrative

p. 234.

78) 詳細については、宮下・前掲注 1) 263 頁以下、石井・前掲注 1) 182 頁以下など参照。

79) 1978 年法下の CNIL に関する文献として、多賀谷・前掲注 2) 「フランスのプライバシー保護立法と運用の実態」252 頁以下、江藤・前掲注 2) 74 頁以下など、2004 年法下のそれに関する文献として、清田・前掲注 4) 「フランスにおける個人情報保護法制と第三者機関」148 頁以下、同・前掲注 4) 「フランスにおける「独立行政機関（les autorités administratives indépendantes）」の憲法上の位置」、井上・前掲注 4) 177 頁、諸

indépendante) である」とし (8 条 I 第 1 文)、これが規則にいう国内の監督機関であるとする (同第 2 文)。CNIL については、法のほか、「独立行政機関及び独立公機関の一般的地位に関する 2017 年 1 月 20 日の法律第 2017-55 号」⁸⁰⁾ (以下「2017 年法」という) が適用される。

CNIL の独立性は、①委員長の兼職が禁止されていること (法 9 条 I 第 7 項第 2 文, 2017 年法 10 条 II)、②予算に財務統制 (le contrôle financier)⁸¹⁾ が適用されないこと (2017 年法 18 条 2 項)、③政府を含む何人も CNIL の活動を妨害してはならないとされること (法 18 条 1 項)、④委員の罷免が制限されていること (2017 年法 6 条)、⑤ CNIL の職員が委員長によって任命されること (法 10 条 1 項) などによって確保されている⁸²⁾。

なお、CNIL には、首相によって任命される政府委員 (commissaire du Gouvernement) (及び政府委員補佐) が置かれる (同 17 条 1 項)⁸³⁾。政府委員は、CNIL の総会、執行部 (bureau)⁸⁴⁾ の会合、小委員会に出席し、CNIL 及び小委員会のすべての意見及び決定を通知される (同条 2 項)。政府委員は、CNIL の議決から 10 日以内に再議 (une seconde délibération) を求めることができるが、後述する是正措置及び制裁は、その対象から除外されている (同条 3 項)。

外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・前掲注 4) 96 頁以下 (下井執筆) などがある。

80) 文献として、大橋麻也「独立行政機関とフランス行政法」早稲田法学 94 巻 4 号 (2019 年) 121 頁以下がある。

81) 文献として、中西一「予算執行の停止と財務省統制——フランスの場合——」会計検査研究 43 号 (2011 年) 37 頁以下がある。

82) Geffray/Guérin-François, op. cit. (note 23), p. 293. 同書はまた、CNIL の構成も「その多元性と独立性を保障している」とする。2017 年法は、委員の兼職制限 (10 条 II)、委員が他の機関から指揮を受けないこと (9 条 2 項) 等も定めている。

83) この点は 1978 年法 9 条以来変わっていない。多賀谷・前掲注 2) 「フランスのプライバシー保護立法と運用の実態」252 頁、江藤・前掲注 4) 75 頁、諸外国等における個人情報保護制度の実態調査に関する検討委員会・前掲注 4) 96 頁 (下井執筆) など参照。

84) CNIL の執行部は、委員長及び 2 名の副委員長によって構成される (法 9 条 I 第 6 項第 3 文)。

2 任務

CNIL は次の任務を行う（法 8 条 I 第 3 文）。

- ①すべてのデータ主体及び管理者に対してその権利義務に関する情報を提供し、地方公共団体、その連合体、及び、中小企業に対して、適切な情報を提供すること
- ②個人データの取扱いが、本法の規定、並びに、法令、EU 法及びフランスの国際的な合意によって定められた個人データの保護に関するその他の規定に従ってなされるよう監督すること
- ③本法の規定に適合することを証するマークを交付すること（前記 V 7 (3) 参照)
- ④情報技術の発展に関する情報を収集し、必要に応じて、本法 1 条に定める権利自由の行使に対するその影響の評価を公表すること
- ⑤本法の適用、並びに、法令、EU 法及びフランスの国際的な合意によって定められた個人データの保護に関する規定の適用に関わる争訟において、すべての裁判所に所見を提出すること

3 組織

CNIL は次の 18 名の委員によって構成される（法 9 条 I 第 1 項）。

- ①国民議会及び元老院によって指名される 2 名の国民議会議員及び 2 名の元老院議員
- ②経済社会環境評議会の総会によって選出される 2 名の同評議会の委員
- ③コンセイユ・デタの総会によって選出される 2 名のコンセイユ・デタの構成員または元構成員
- ④破毀院総会によって選出される 2 名の破毀院の構成員または元構成員
- ⑤会計検査院総会によって選出される 2 名の会計検査院の構成員または元構成員
- ⑥デクレによって任命されるデジタル技術及び個人の自由に関する問題の有識者 3 名
- ⑦国民議会議長及び元老院議長によって指名されるデジタル技術及び個人の

自由に関する問題の有識者それぞれ 1 名

⑧行政文書アクセス委員会⁸⁵⁾ (Commission d'accès aux documents administratifs, CADA) の委員長またはその代理

以上のほか、権利擁護官 (Défenseur des droits)⁸⁶⁾ またはその代理も、投

-
- 85) 情報公開に係る諮問機関。文献として、多賀谷一照「行政書類の公開原則について (上) (下) ——フランスにおける最近の立法例」自治研究 55 卷 12 号 (1979 年) 96 頁、56 卷 1 号 (1980 年) 122 頁、同「フランスの公文書公開法制」ジュリスト 707 号 (1980 年) 68 頁、同「フランスの情報公開制度と運用の実態」ジュリスト 742 号 (1981 年) 141 頁、同・前掲注 2) 「フランス (特集・情報公開と個人情報保護)」、同「フランスの情報公開制度」情報公開・個人情報保護 (ジュリスト増刊、1994 年) 163 頁、森山高根「行政文書公開法」外国の立法 18 卷 5 号 (1979 年) 197 頁、江藤英樹「フランスの情報公開制度について」法律時報 70 卷 1 号 (1998 年) 68 頁、皆川・前掲注 2) 79 頁以下、小原清信「フランスにおける情報公開法制の改革——「行政との関係における市民の権利に関する 2000 年 4 月 12 日の法律」を中心に」久留米大学法学 40 号 (2001 年) 145 頁、同「フランス情報公開法の運用事例についての一考察——第 9 次報告書にみる行政文書公開委員会の 25 の判断事例の検討——」川上宏二郎先生古稀記念『情報社会の公法学』(信山社、2002 年) 209 頁、同「フランスの情報公開法」季報情報公開 8 号 (2003 年) 34 頁、同「フランス情報公開法の運用状況 (1999-2000 年) ——情報公開法の 2000 年改正と行政文書公開委員会の判断事例」久留米大学法学 46 号 (2003 年) 47 頁、同「ドイツとフランスの情報公開法について——2005 年制定のドイツ連邦情報公開法、2005 年改正のフランス情報公開法」久留米大学法学 56 = 57 号 (2007 年) 41 頁、高橋信行「情報公開法と権利救済 (1) (2) ——フランス法を素材として」國學院法学 43 卷 2 号 (2005 年) 1 頁、3 号 (2005 年) 63 頁、井上・前掲注 4) などがある。
- 86) 権利擁護官は、2008 年の改正によって 1958 年憲法に規定された独立行政機関であり、「国の行政機関、地方公共団体、公共施設、および、公役務の任務を与えられたすべての機関、あるいは組織法律が権利擁護官に権限を付与したすべての機関によって、権利と自由が尊重されるように監視する」(71 条の 1 第 1 項) 権限を有する (初宿 = 辻村編・前掲注 13) 239 頁による)。文献として、三輪和宏「フランスの統治機構改革——2008 年 7 月 23 日の共和国憲法改正——」レファレンス 700 号 (2009 年) 77 頁、横尾日出雄「2008 年 7 月 23 日憲法改正とフランス第五共和制憲法における統治制度の改革」社会科学研究 (中京大学) 30 卷 1 号 (2010 年) 33 頁、日本オンブズマン学会編著『日本と世界のオンブズマン』(第一法規、2015 年) 180 頁以下 (上村進執筆)、大橋・前掲注 80) 108 頁、小林真紀ほか編著『フランス憲法と社会』(法律文化社、2023 年) 43 頁以下などがある。権利擁護官の前身の 1 つであるメディアトゥールに関する文献として、山内和夫「フランスのオンブズマン制度とその活動」行動科学研究 13 卷 1 号 (1980 年) 31 頁、渡辺栄文「フランス行政法におけるメディアトゥール」鹿兒島経大論集 22 卷 3 号 (1981 年) 87 頁、多賀谷一照「フランス型オンブズマンの特性——メディアトゥール (Médiateur) について——」議会政治研究 37 号 (1996 年) 40 頁、園部逸夫 = 枝根茂『オンブズマン法 [新版]』(弘文堂、1997 年) 185 頁以下、平松毅『各国オンブズマンの制度と運用』(成文堂、2012 年) 300 頁以下などがある。

票権を持たない構成員となる（同第2項）⁸⁷⁾。

このように、監督機関の構成員が、立法権や裁判権等を代表する者など、多様である点が特色といえる⁸⁸⁾。

なお、⑧は2016年法25条により追加されたものである。同じく同法26条により、両者に共通する事項について、CNILとCADAが合議できる旨の規定も導入された（法14条）。また、一般データ保護規則86条を受けて、情報公開制度による個人データの開示を認める規定も置かれている（法7条）。

CNILの委員長は、委員の中から、その在任期間において、大統領のデクレによって指名される（法9条I第6項第1文）。この指名は、2008年の憲法改正によって導入された両院の委員会による意見聴取の対象とされており（憲法第13条第5項の適用に関する2010年7月23日の組織法律第2010-837号1条及び別表）、委員会は5分の3の特別多数によって拒否権を行使できる（憲法13条5項）⁸⁹⁾。

制裁を担当する小委員会（la formation restreinte de la commission）は、CNILによってその委員の中から選出される委員長及び5名の委員によって構成される（法9条第1第11項第1文）。ただし、CNILの執行部の構成員（委員長及び副委員長）は、小委員会の委員となることができない（同項第2文）。後述するように、手続保障の観点から設けられた制限である。

4 調査権限

一般データ保護規則は、各監督機関が、調査権限（investigative powers, pouvoirs d'enquête, Untersuchungsbefugnisse）として、情報提供を命じる権限、データ保護監査の方式により調査を行う権限、個人データ等へアクセスする権限、管理者及び処理者の施設へアクセスする権限等をもつことを求めている

87) 権利擁護官に関する2011年3月29日法律第2011-334号1条によって、2004年法に規定された。

88) 独立行政機関等の委員の構成については、大橋・前掲注80) 118頁以下参照。

89) 大橋・前掲注80) 120頁以下参照。

る (58 条 1 項)。

法は、取扱実施の統制 (*contôle de la mise en oeuvre des traitements*) として、CNIL の委員及び委任を受けたその職員は、①個人データの取扱いに使用されている施設等に立ち入ること (19 条 I)⁹⁰⁾、②任務に必要な文書・情報の提出、プログラム及びデータへのアクセス及び複製を求めること (同条 III) ができると定める。

5 是正措置及び制裁 (*mesures correctrices et sanctions*) の権限

一般データ保護規則は、各監督機関が一定の是正権限 (*corrective powers, pouvoir d'adopter toutes les mesures correctrices, Abhilfebefugnisse*) をもつことを求めている (58 条 2 項)。これを受けて、法は、CNIL 委員長による注意喚起及び督促と、小委員会による制裁を、分けて規定している。制裁については、権利保障の観点から、憲法上、調査権限と制裁権限の分離が求められていることによる⁹¹⁾。

90) 立入調査に際し、当該施設等の責任者は異議申立権があることを通知され、申立てを行った場合は、裁判官の許可が必要となる (法 19 条 II 第 1 項)。異議申立権の通知は、コンセイユ・デタの判決 (CE Section 6 novembre 2011, *Sté Inter Confort, Rec. 449*) を契機として、権利擁護官に関する 2011 年 3 月 29 日法律第 2011-334 号 7 条によって、2004 年法に規定された。V. Desgens-Pasanau, *op. cit.* (note 9), p. 151 et s.

91) 憲法院は、1989 年の判決 (*Décision n° 88-248 DC du 17 janvier 1989, Loi modifiant la loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication, Rec. 18*) で、独立行政機関である視聴覚高等評議会 (*Conseil supérieur de l'audiovisuel*) による制裁権行使は権力分立原理 (人権宣言 16 条) に反するわけではないとしつつ、「憲法上保障された権利及び自由を保護するための措置」を立法者に求めていた (第 27 項及び第 28 項)。文献として、井上禎男『放送行政の課題——日仏比較法研究——』(信山社、2022 年) 172 頁以下、フランス憲法判例研究会編・前掲注 11) 159 頁 (大石泰彦)、清田・前掲注 4) 「フランスにおける「独立行政機関 (*les autorités administratives indépendantes*)」の憲法上の位置」140 頁以下などがある。コンセイユ・デタは、2004 年法下での CNIL による制裁が争われた事件について、調査権限と制裁権限の行使が分離されていることから、「CNIL による訴追と制裁の制度が憲法によって保障された権利及び自由に適合するかの問題」は、憲法院へ移送すべき重大な性質をもたないと判示した (CE 26 mars 2012, *Sté Pages Jaunes, n° 353193*)。2018 年法に関する憲法院判決 (前掲注 25)) も、訴追・審理機能と判断・制裁機能が分離されていることから、権力分立原理違反とはいえないとしている (第 18 項以下)。また、同判決は、注意喚起及び (公表も可能な) 督促は制裁に当たらないとする (第 36 項・第 34 項)。

(1) 委員長による注意喚起

CNILの委員長は、予定されている取扱作業が規則または法の規定に違反する可能性があるときは、管理者または処理者にその旨の注意を喚起する (*avertir*) ことができる (法 20 条 I)。注意喚起については、公表は予定されていない⁹²⁾。

(2) 委員長による督促

管理者または処理者が規則または法に定める義務を履行しないときは、CNILの委員長は、法律上の義務を遵守するよう注意を促す (*rappler à ses obligations légales*) ことができ、さらに、確認された違反が是正 (*mise en conformité*) の対象となりうるときは、これらの者に対し、所定の期間内に次のことを行うよう、督促 (*mise en demeure*) を行うことができる (法 20 条 II 第 1 項)。

- ① データ主体がその権利を行使するためにした申請に応じること
 - ② 取扱作業を適用される条項に従ったものとする
 - ③ 国家安全または国防に関わる取扱いを除き、個人データ侵害についてデータ主体に通知すること
 - ④ 個人データを訂正または消去し、もしくはその取扱いを制限すること
- 以上の督促は公表することができる (同第 4 項)。

(3) 小委員会による制裁

管理者または処理者が規則または本法の定める義務を履行しないときは、CNILの委員長は、場合によっては、法 20 条 I に定める注意喚起を行い、または同条 II に定める是正措置 (*mesures correctrices*) を命じた上で、対審手続を経て、次に定める措置を行うよう、小委員会に付託する (*saisir*) ことが

92) V. Geffray/Guérin-François, *op. cit.* (note 23), p. 309. これに対し、2004 年法は違法行為に対する措置の一種として *avertissement* を定めており (45 条 I 第 1 項第 1 文)、公表も可能とされていた (46 条 2 項第 1 文)。V. Mattatia, *op. cit.* (note 59), p. 222 et s.

できる (同条 III 第 1 項)。

①戒告 (*rappel à l'ordre*)

②取扱いを規則または本法に定める義務に適合させるよう求め、もしくは、データ主体によってその権利を行使するためになされた申請に応じるよう求める命令 (*injonction*)

この命令には、取扱いが国によってなされる場合を除き、小委員会によって定められた日から 1 日 10 万ユーロを超えないアストラント (*astreinte*) を付すことができる。

③国家安全または国防に関わる取扱い、並びに、取扱いが国によってなされ本法第 3 編が適用される場合を除き、取扱いの暫定的または終局的な制限、その禁止、もしくは、規則または本法に基づいて付与された許可の撤回

④認証の撤回、もしくは、関係認証機関に対する認証の拒否または付与された認証の撤回の命令

⑤国家安全または国防に関わる取扱い、並びに、取扱いが国によってなされ本法第 3 編が適用される場合を除き、第三国に所在する取得者または国際機関へのデータ移転の停止

⑥拘束的企業準則⁹³⁾の承認決定の一部または全部の停止

⑦取扱いが国によってなされる場合を除き、1000 万ユーロまたは (事業者の場合) 前年度全世界売上高の 2% のうち、より多い額を超えない制裁金 (*amende administrative*)

規則 83 条 5 項 (取扱いの基本原則に違反する場合など) 及び 6 項 (監督機関の命令に従わない場合) に定める場合は、これらの上限は、2000 万ユー

93) 拘束的企業準則 (*binding corporate rules, règles d'entreprise contraignantes, verbindliche interne Datenschutzvorschriften*) とは、個人データの保護方針であって、企業グループの中または共同事業を営んでいる事業者グループの中で、一または複数の第三国内に所在する管理者または処理者に対して個人データを移転するため、または、一群の個人データの移転をするために、加盟国の領土に所在する管理者または処理者によって遵守されるものをいう (規則 4 条 20 号)。所轄監督機関によって承認された場合 (同 47 条)、第三国への個人データの移転がそれに従って行われるときは、適切な保護措置を伴った移転として適法とされる (同 46 条 2 項 (b))。詳細については、宮下・前掲注 1) 241 頁以下、石井・前掲注 1) 171 頁以下など参照。

口または上記売上高の4%に引き上げられる。

2018年法はCNILの権限を大幅に拡充しており、特に、規則83条⁹⁴⁾に従って制裁金の額を大きく引き上げた⁹⁵⁾。

制裁の手続は次のとおりである。CNILの委員長は、小委員会に所属しない委員会構成員を報告者として指名し、制裁はその報告書に基づいて小委員会によって決定される(同22条1項第1文)。当該報告書は管理者または処理者に通知され、管理者または処理者は意見書を提出することができる(同項第2文)。報告者は小委員会に口頭で報告することができるが、審議に加わることはできない(同項第3文)。制裁は公表することができる(同条2項)。

上記の制裁のうち①②⑦については、一定の場合、簡易手続(*procédure simplifiée*)によることもできる(法22-1条)。この手続は、CNILの負担過重を考慮して、2022年1月24日の法律第2022-52号によって導入された⁹⁶⁾。

そのほか、認証機関または行動規範の遵守を担当する機関が、その義務に違反し、もしくは規則または本法の規定を遵守しなかったときは、CNILの委員長は、場合によっては督促を行った上で、法20条ないし22条に定めるのと同じ要件の下、当該機関に交付された認定の撤回を行うよう、小委員会に付託することができる(法23条)。

(4) 小委員会及び委員長による緊急措置

規則または法の規定の不遵守が法1条に定める権利自由の侵害を生じさせ、緊急に介入する必要があると考えるときは、CNILの委員長は、コンセイク・データの議を経たデクレによって定められる緊急対審手続により、次の措置を行うよう、小委員会に付託することができる(法21条I)。

①取扱実施の一時的な停止

②取り扱われる個人データの取扱いの一部の一時的な制限

94) 詳細については、宮下・前掲注1) 296頁以下、石井・前掲注1) 201頁以下など参照。

95) 曾我部・前掲注7) 192頁。具体例については、同頁及び196頁以下参照。

96) V. Geffray/Guérin-François, *op. cit.* (note 23), p. 314 et s. Lebreton・前掲注7) 99頁も参照。

- ③管理者または処理者に付与された認証の一時的な停止
- ④認証機関または行動規範の遵守を担当する機関に交付された承認の一時的な停止
- ⑤健康データの処理について付与された許可（前記 V4 (4)）の一時的な停止
- ⑥取扱いを規則または本法による義務に従わせるよう求め、または、データ主体がその権利を行使するためにした申請に応じるよう求める命令
- ⑦戒告
- ⑧首相への通知

⑧は、取扱いが国家安全または国防に関わり、もしくは、国によってなされ本法第 3 編が適用されるときに、認定された侵害を差し止めるための措置を講じるべき場合になされる。

これらの措置も公表することができる（法 22 条 2 項）

法 1 条に定める権利自由に重大かつ差し迫った侵害がある場合、CNIL の委員長は、さらに、急速審理手続により、場合によってはアストラントを付して、これらの権利自由を保護するために必要なすべての措置を命じるよう、管轄を有する裁判所に求めることができる（同 21 条 IV）。

VIII 罰則

一般データ保護規則は、加盟国に対し、規則への違反行為、特に、制裁金（83 条）が科されない違反行為に適用可能な、制裁金以外の罰則に関する法令を定め、当該法令が適用されることを確保するために必要なすべての措置を講じるよう求めている（84 条 1 項第 1 文）。また、これらの罰則は、効果的であり、比例的であり、かつ、抑止力のあるものであるものでなければならぬとする（同項第 2 文）。

これを受けて、本法の規定に対する違反については、刑法典第 2 部第 2 編第 6 章第 5 節に罰則が定められている（法 40 条）⁹⁷⁾。詳細は省略するが、

97) そのほか、刑法典 226-31 条に付加刑、同 R.625-10 条以下に違警罪が規定されている。刑事罰の詳しい内容と判例については、v. Mattatia, *op. cit.* (note 59), p. 191 et s. そこで

おおむね5年以下の拘禁刑及び30万ユーロ以下の罰金が定められている。あわせて個人データの消去を命じることもでき、この場合はCNILの構成員または職員がデータの消去を確認する（刑法典226-23条）。法人については罰金が5倍とされ、活動の禁止等を命じることもできる（同226-24条）。

訴訟におけるCNILの所見提出権（前記VII 2⑤）を保障するための規定も設けられている。共和国検事は、刑法典第2部第2編第6章第5節に定める犯罪に係るすべての訴追について、場合によっては、その後の経緯について、CNILの委員長に通知し（法41条1項第1文）、判決公判の期日及び対象について、当該期日の少なくとも10日までに送達される書留郵便により、CNILの委員長に通知する（同項第2文）。予審裁判所または判決裁判所は、CNILの委員長またはその代理に対し、その所見を提出し、または、公判において口頭でその所見を述べるよう促すことができる（同条2項）。

IX おわりに——フランス法の特徴

一般データ保護規則によって、EUにおいては個人情報保護制度が統一された。本稿で確認したように、公的部門と私的部門の一体的な規律、センシティブなデータの処理の原則的な禁止、自動処理に基づく決定の規制、独立の監督機関の設置などについては、フランス法がEU法に取り入れられたものと見ることができる。

これに対し、事前手続の原則的な廃止、データ保護オフィサーを含む自主規制の活用⁹⁸⁾ などについては、ドイツや英米諸国の影響を受けたものとい

は、一般データ保護規則と齟齬のある規定も存在すること（*ibid.*, p. 205, 208, 213）、実際に適用される例は限られており、刑の内容もおおむね軽く、違反の程度との均衡に再検討の余地があること（*ibid.*, p. 216）などが指摘されている。制裁金との併科については、*ibid.*, p. 242 et s. 2004年法下での刑事罰については、佐藤・前掲注4）174頁以下に詳しい。

98) B. Fauvarque-Cosson/W. Maxwell, *Panorama Protection des données personnelles*, D 2018, p. 1034 は、一般データ保護規則が導入した記録、コンプライアンス、行為者の責任、共同規制などの規制手法について、「フランスの法文化にまだ深く根を下ろすに至っていなかった」と評している。

える。

フランスの現行制度については、死者の個人データの取扱い、自動取扱いに基づく決定、CNIL の監督権限に関する規定などが、特に興味深い。「情報自己決定権」をめぐる議論の動向も注目される。

本稿では、フランスの現行制度について、概括的な検討を行うにとどまった。個別の制度の詳細、運用の実態、改正の動向等については、今後の検討課題としたい。

別紙 2018年法の構成

第1編 共通規定

第1章 原則及び定義

第2章 情報処理と自由全国委員会

第1節 組織及び任務

第2節 取扱実施のコントロール

第3節 是正措置及び制裁

第4節 協力

第3章 自然人識別全国名簿登録番号に関する特則

第4章 取扱実施の事前手続

第5章 管理者に課せられる義務及び人の権利

第6章 罰則

第2編 2016年4月27日の規則（EU）2016/679によって定められた個人データ保護制度が適用される取扱い

第1章 総則

第2章 データ主体の権利

第3章 管理者及び処理者に課せられた義務

第1節 一般的義務

第2節 自然人の権利自由に対する高度のリスクを生じさせる取扱いに関する義務

第3節 健康の領域における個人データの取扱い

第1款 総則

第2款 健康の領域における研究、調査または評価を目的とする取扱いに関する特則

第4節 公益上の文書保存目的、科学及び歴史研究目的、または統計目的での取扱い

第5節 報道及び文芸目的での個人データの取扱い

第4章 電気通信部門における取扱いに特有の権利及び義務

第 5 章 死者に関する個人データの取扱いに適用される規定

第 3 編 刑事犯罪の予防、捜査、摘発もしくは訴追または刑事罰の執行を目的とする、所管機関による個人データの取扱いに係る自然人の保護と当該データの自由な移動に関する、また、理事会枠組み決定 2008/97/JHA を廃止する、2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) 2016/680 が適用される取扱いに適用される規定

第 1 章 総則

第 2 章 権限ある機関、個人データの管理者及び処理者に課せられる義務

第 3 章 データ主体の権利

第 4 章 欧州連合に属さない国または欧州連合に属さない国に拠点を有する取得者に対する個人データの移転

第 4 編 国家安全及び国防に関わる取扱いに適用される規定

第 1 章 データ主体の権利

第 2 章 その他の規定

第 1 節 管理者に課せられる義務

第 2 節 処理者に課せられる義務

第 3 節 欧州連合に属さない国または欧州連合に属さない国に拠点を有する取得者に対する個人データの移転

第 5 編 海外領土に関する規定